

令和5年度 第6回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和5年12月21日（木）15：30～16：14
- 2 開催場所 朝来市和田山ジュピターホール 小ホール
- 3 出席した農業委員 12人
2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員 4番 藤井 幸三委員
5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員
9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員 11番 島田 義弘委員
12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人
1番 米田 隆至委員 8番 篠岡 昌代委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 12人
- 6 現地調査委員
農業委員 伊藤 孝行委員 佐野 伸夫委員
推進委員 奥 武史委員 中島 勝也委員
- 7 議事日程
日程第1 議案第23号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第24号 非農地証明申請について
日程第3 議案第25号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第26号 農業経営改善計画書の意見聴取について
- 8 事務局職員
事務局長 小田垣 貢 次長 藤原 雅人 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子
- 9 農林振興課職員
副課長 衣川 太郎 主事 福富 裕貴
- 10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は年末の大変お忙しい中、総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第6回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第6回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4「議事録署名人の指名について」は、10番の佐野伸夫委員と、11番の島田義弘委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして、進行させていただきます。

日程第1「議案第23号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位41番及び42番の2件の提案理由の説明を地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。

受付番号41番の御説明を申し上げます。場所、地図のほうをちょっとお開きください、41番の地図。申請地につきましては、岡田区、和田山中学校とフジッコのところを東河方面に入ってもらって、1つ目の集落になります。その集落の中ほどの道を進んでいただきますと、申請地がございます。ここは、●●さんと、それから●●さんが共同で所有されてたんですが、長年、野村区のお助け隊に依頼されて、草を年に2回ほど刈っていただいているということで、非常に管理はされております。だけど、もうお年も年ですので、何とか買ってくれるところを探そうというようなことで、今回、●●さん、●●の社長さんですが、御自身で買いましょうということで、購入される運びとなりました。ただ、道路際の非常にいい、いいといいますか、非常に立地のいい畑ですので、今後どのように管理さ

れていくか、注意深く観察していきたいというふうに思っています。

それから、42番、同じ岡田、住所はちょっと違いますけど、道路を隔てた、上と下の申請地になります。譲受人の●●さんにつきましては、左下に申請地が、写真が載ってますけど、ちょっと家が見えるのが●●さんの御自宅です。細長いのは畑なんですけど、●●さん、このぐらいだったら何とか手で起こしてもできるということで、ここにつきましても、もう刈るのも大変だということで、草押さえのシートをかぶせて管理されてましたけど、今回●●さんに譲り渡すことと同時に、●●さんのほうに無償で提供するというふうな話にまとまりました。

どちらの申請地につきましても、3条申請案件、全て適合しておりますので、何ら問題ないかというふうに思います。どうぞ御審議、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位43番の提案理由の説明を地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 それでは、失礼いたします。3条申請、受付順位43番の説明をさせていただきます。

まず、添付されております地図を御覧ください。受付順位43番の地図になります。申請地はこの地図の中央になりますが、右側は市川になり、上が上流で、下が、図面の下が下流側という形、姫路方面ですね、こういった形になります。それで、右側に三角になっておりますのが、これ、播但線が走っておるところであります。生野町の一番南側に生野町川尻という集落が20軒ほどあります。場所はそこになります。市道を上がって、中ほどにありますのが申請地になります。譲受人になります●●さんの自宅は、この申請地の道を挟んで真ん前という形になっております。譲渡人は●●様、譲受人は●●様という形になります。今までも、10年間ぐらいは●●さんがこの土地の管理をされており、荒れ地にはなっておりません。耕うんもされている状態で、ずっと●●さんが管理されておりました。このたび無償の移転という形で話がまとまりましたので、この運びとなりました。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位44番の提案理由の説明を地元委員の大田垣委員に求めます。

○大田垣委員 それでは、受付44番の説明をさせていただきます。

農地につきましては、朝来市朝来支所の南側に当たります。兵庫県信の裏側になっております。この土地につきましては、現在、●●さんは明石にお住まいでございますが、相

続後は、この土地管理につきましては、譲受人の●●さんの御主人が管理をされておりました。このたび、この●●さんは明石に永住を決断されまして、この管理をどうするかというところで、有償移転ということで、●●さんと話がまとまりました。これまでも管理されておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

ただいま受付順位41番から44番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の佐野委員のほうから補足説明ございますか。

○佐野委員 12月5日に農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名と事務局の2名で現地調査を行いました。地元委員さんの言われるとおり、何の問題もございませんでした。よろしく願いいたします。

○議長 それでは、3条関係の案件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございますか。

特にないようですので、受付順位41番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位42番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位43番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位44番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第24号、非農地証明申請について」を上程いた

します。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位45番の提案理由の説明を地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。非農地証明、45番について御説明を申し上げます。

申請地は東和田区ということなのですが、東河小学校の隣の区となります。それで、地図にもございますように、申請地の前っていいですか、裏が今回の申請地で、東和田公民館がございます。公民館の真裏ということで、荒れ放題にするわけにもいかないということで、非農地として後々の管理を区と●●のほうで話合いができて、●●のほうで管理していくということです。それで、●●のほうでは何か実のなる花木を植えて、サンショウなり梅なり植えて、管理していこうというようなことになってるみたいです。非農地審議資料も全て該当しますので、何ら問題ないかというふうに思います。どうぞ御審議、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位46番の提案理由の説明を地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。●●氏の非農地証明の案件ですけれども、航空写真の46番を御覧いただきたいと思います。

播但道の朝来インターがありますけれども、そこから国道429号線で神子畑方面に300メートルほど行った先の左側にあります。この案件については、昭和63年に兵庫県が実施しました国道拡張工事に伴いまして、住宅がかかり、移転補償の対象となっております。そのときに、●●氏の父が自己所有の田を移転先として、造成をされ、住宅並びに物置を新築されましたが、このたび相続財産の整理をされまして、そのときに農地が無断転用のまま宅地として使用していることが判明し、非農地申請をされました。なお、始末書等も提出されており、区長の同意もいただいております。申請案件資料に基づきまして、立地基準を満たしており、特に周辺の支障も認められません。許可相当と考えておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位45番から46番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の伊藤委員のほうから補足説明がございいますか。

○伊藤委員 失礼します。

12月5日、事務局から2名、中島委員、佐野委員、奥委員と、4名で現地調査を行いました。特に問題はなかったことを報告します。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地関係の案件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

ないようですので、受付順位45番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位46番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第25号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第25号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。それでは、議案書の6ページ目を御覧ください。農用地利用集積計画の概要について、上から順に説明をさせていただきます。

まず1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について、面積が田のほうは14,551平方メートル、筆数が10筆、合計、14,551平方メートル、筆数が10筆。また、利用権の設定を受ける戸数は5戸、利用権を設定する戸数が5戸となっております。

次に、設定する利用権の概要について。今回、全て使用貸借権となっており、合計が14,551平方メートルで10筆となっております。また、利用権の終期といたしまして、令和7年3月末が3筆、5,931平方メートル。令和9年3月末が2筆、3,123平方メートル。令和11年3月末、3筆で3,158平方メートル。最後に、令和14年3月末が2筆で、2,339平方メートルとなっております。

また、次のページから3ページ目にわたっては、それぞれ利用権を設定される方と設定を受ける方の一覧をつけておりますので、また御確認いただけたらと思います。以上で説

明を終わります。

○議長 それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問はございませんか。

大田垣委員。

○大田垣委員 借受者の●●さんで、貸付者●●さん、この3筆ですけども、田んぼもよく知ってるんです。それで、お聞きしますと、野菜を作られるということでお聞きしました。現状を見ていただくと、上土が寄せてあって、土がないように思うんですけど、あそこで野菜ができるのかなと思って見てたんですけども、そういったことはどう確認されたんでしょう。

○議長 担当課、ちょっと答弁いただけますか。

○担当課 そうですね。ちょっと私は現地は確認できてないんですけど、先方さん、提出された際に、今後、こういったお野菜を作っていくというふうな話を聞いておりました、また、この●●さんは恐らく佐囊の●●の関係の方で、そこでもいろいろと野菜を作っているというふうにはお聞きしておりますので、今後、朝来方面でこういった作物等を栽培されるのかなと思っております。

○議長 大田垣さん、どうですか。ちょっと見守ってあげてください。

○大田垣委員 はい、結構です。

○議長 そのほか、何かございますか。

それでは、特にないようですので、議案第25号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第26号、農業経営改善計画書の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第26号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。資料のほうは13ページからになります。農業経営改善計画の認定について提出がありましたので、その中の申請内容のほうを説明させていただきます。

申請者の住所、朝来市石田●●番地、氏名、●●、●●年●●月●●日生まれの申請日現在、●●歳となっております。改善計画のほうですけど、目標とする営農類型につきましては、稲作と露地野菜、ピーマンをされるそうです。経営改善の方法の概要としましては、当地区の農業従事者につきましては、高齢化であったりとか、後継者の不足等によりまして、今後、農地の委託が増えていくことが予想されるということで、農地の受託の増加に対応していきたいということです。また、現在、稲作のみであります。今後ピーマンの栽培を併用して、所得の向上を図りたいということです。また、現在の年間農業所得につきましては85万円ですが、目標は、令和10年につきましては484万円、年間の労働時間につきましては、現在は1,400時間、目標の令和10年につきましては1,800時間となっております。

次に、農業経営の規模でございますが、現在水稻ということで460アールの生産量が18,600キロ、こちらのほうを目標としまして、800アールに増やし、生産量も33,600キロというふうに考えられておられます。また、ピーマンにつきましても、今はないんですけど、令和10年には10アールで、6,300キロを目標にされております。

また、生産方法の合理化ということで、現在、石田地区を中心に利用されておりますが、今後につきましては、石田地区を中心に農地の集積を進めていきますよということになっております。

また、最後ですけど、収支計画、認定農業者につきましては5年後の目標の農業所得400万以上ということですが、現況が85万円で、5年目につきましては484万円の農業所得の予想を立てられておられます。以上となります。

○議長 今、担当課のほうから御説明がありましたが、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

高本さん。

○高本委員 失礼します。

まず1点は、ピーマンをされるということで、10アールで6,300キロの収穫を目指すということなんですけど、まず、これをやり始めたとき、目標とされている令和10年のところなんですけど、年間労働時間が1,800時間となっております。現在1,400時間ですけど、面積が倍になって、さらにピーマンもされるとなると、この労働時間では、これ、こなせないなというところがあります。

それとあわせて、臨時雇用のところですね、労賃の部分ですけど、ここが多分労働力と

労賃が合っていないんじゃないかなというふうにはっと見て思うんですけど、いかがですか。

○議長 担当課、今の意見に答弁できますか。

○担当課 失礼いたします。

質問に対してお答えさせていただきます。まず、ピーマンをすることと、水稻の規模拡大ということ。また、これらの申請等につきましての数値であったりとか、品目であったりというところは、県の普及センターと一緒に聞き取りをしながらできるということで、こちらの計画を出されたということになっております。また、この指摘の部分につきましては持ち帰りまして、再度確認していきたいと思っております。

また、●●さんにつきましては、来週こちらのほうでも最後の面談ということで、時間を取っておりますので、そこでも最後確認したいと思っております。以上です。

○議長 高本さん、よろしいですか。普及センターと十分意見交換して、まとめたってということなんですが。

○高本委員 いや、いいんですけど、6.3トンやと、ピーマン単体で考えたら赤字なんです。ここは11トンぐらいないとという感じです。

○議長 なるほど。

○高本委員 以上です。

○議長 そういう意見があったってということで、倍ほど作らないとみたいな。

○高本委員 以上です。

○議長 そのほかありますか。ないですか。

ちょっと私のほうから1つ、将来は販路拡大で直販等をしていくということで、色彩選別機等を導入されるということですが、色彩選別機が5年先の予定になってますね。大型農家が今、直販される場所、ほとんど基本的には既に導入されておるようなところが多いですし、できたら5年先じゃなしに、もみすり機導入されるのも3年後というふうになってますけど、その辺ぐらいには、できるだけ早めに色彩選別機を持っていったほうが競争等に勝てるというか、そういうのがありますので、そういうことを検討されてはという、ちょっと私、ちょっとだけ思いましたんで、それは意見として言うときます。

そのほか何かございますか。

ないようですので、そしたら、議案第26号について採決を取らせていただきます。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

一応意見が出ておりましたので、事務局のほう、メモしていただいて、朝来市長のほうに意見書として提出させていただきたいと思います。

以上で今日の議案審議は全て終了しました。

最後に、閉会に当たりまして、西職務代理のほうから御挨拶お願いできますか。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後 4 時14分終了)